

# 藤井とものり



昭和50年生まれ。慶應義塾大学商学部卒・銀行勤務（融資担当）  
 公認会計士・税理士（準大手監査法人で会計監査・内部統制監査に従事）  
 練馬区議4期。東京都議2期。都市整備委員長。オリンピック・パラリンピック特別委員会委員。

## 子育て支援にとどまらない少子化対策 — 子供1人当たり月5千円現金給付を考える —

東京都は、少子化対策費として約1兆6千億円計上しました（主な内容は図1参照）。特に「018サポート」（図2参照）事業は、**自治体の取り組みとしては「異次元」な現金給付**である為、各種メディアでも大きく報道されたところ。知事は、事業目的として「少子化対策」を掲げ、都内の合計特殊出生率は1.08（2021年。5年連続低下。全国平均は1.30）まで落ち込む中、「反転攻勢」をかけると決意を述べました。少子化の一因とみる経済不安の解消策として、「所得制限なく」「継続的に」「全ての子供を対象に」「月5,000円」給付する方針を新年度予算案として提案しました。

図2

名称	018サポート
対象	ワンショットではなく、生まれてから切れ目ない支援が必要 >>> 都内に住む0歳から18歳までの子供（約200万人） 生まれた家庭の環境にかかわらず、子供の成長は等しく応援されなければならない >>> 所得制限なし
金額	1人当たり月額5,000円（年額6万円）
時期	令和6年1月から給付開始（令和5年度分については一括給付）を予定
事業費	1,261億円

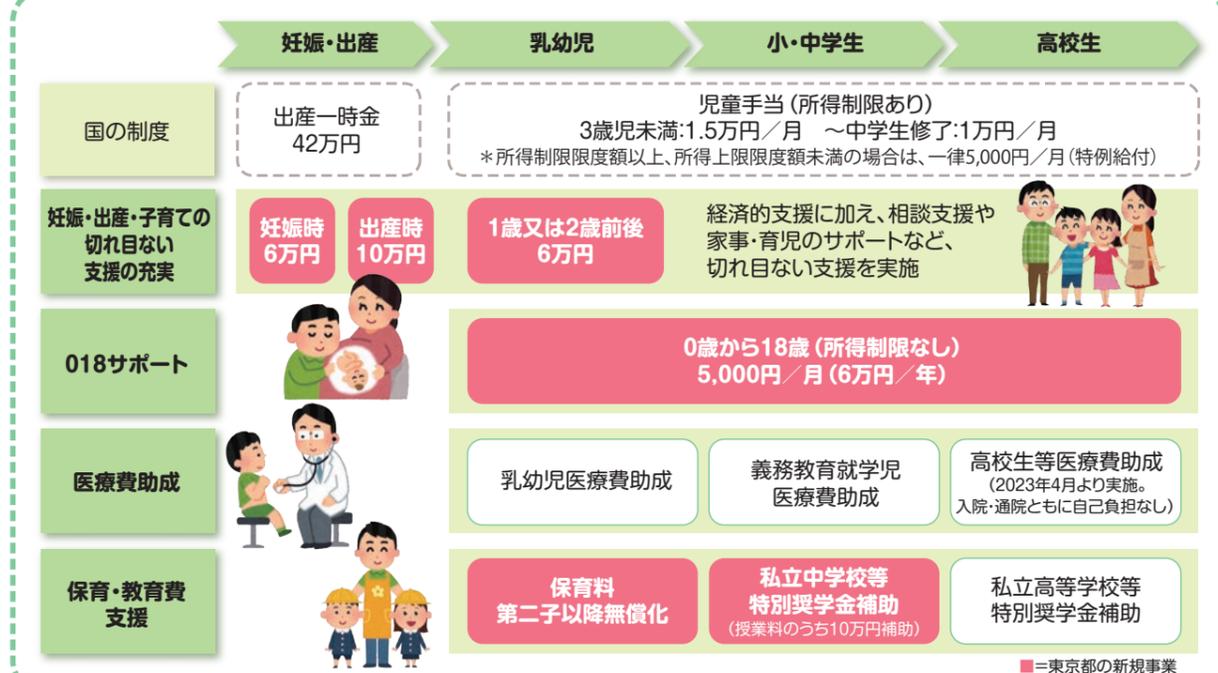
令和5年度予算案の概要より抜粋（都財務局資料）



### ① 出生率の向上に寄与するかEBPMの視点から検証 — 政治的バラマキにしない —

我が国において、現在のところ、現金給付の効果については明確なエビデンス（証拠）は見当たりません。海外の事例では「給付金の1割増による出生率の上昇幅は1～2%にとどまる」「給付された現金はすでにいる子供の教育費に回りやすい」などの検証結果もあります。「出生意欲の向上」「更に子を持つ動機」に寄与するのかが慎重に見極める必要があります。むしろ現金

### 図1 子供の成長に寄り添う継続的な支援



令和5年度予算案の概要より抜粋（都財務局資料）

が配られること自体は、子育て中の家庭にとっては嬉しいことですが、政策効果についてはEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の視点から常に検証されるべきものです。現金給付の性格上「何に使われるのかわからない」、あるいは、都内各区で進められる「給食費の無償化」のほうが少なくとも公正ではないかとの意見も聞かれます。

### ② 果たして持続可能（サステイナブル）であるのか？ — 子供たちにツケを回さない —

所得制限を設けず、継続的に（ex1回限りのケースが多数）、全ての子供を対象（ex高校生年代に限定など）に「一律」給付する都の方針は、他自治体の事例に比べ突出しています。その為、1,261億円もの巨費を要し、継続的な財源確保が課題となります。令和5年度予算では、法人2税（法人住民税・法人事業税）を中心に、過去最大の都税収入6兆円超が見込まれます。都税収入は法人関係税の割合が大きい為、景気に左右されやすく、都税収入が大きく落ち込めば（exリーマンショック時は1兆円減収）、現金給付を継続実施することは難しくなります。事業の性格上、一度始めた事業は簡単にはやめられず、無理に継続するならば、財政の悪化を招き、子供たちの世代にツケを回すという皮肉な結果をもたらしかねません。いくら豊かな財政を誇ると言われる東京都でも、毎年巨費の負担を強いられることから、真に持続可能（サステイナブル）であるかについては冷静な判断が求められているものと考えます。

### ③ お金だけではない何かが見落とされている可能性も — 子育て支援にとどまらまい少子化対策 —

そもそも、結婚するか、子供を設けるか、また2人、3人と望むか否かは、各人の価値観、生き方の問題であり、本来的には政治が介入すべきことではありません。昨今の未婚化、晩婚化、少子化は人々の合理的な選択の結果であり、政治がその流れを大きく変えることは決して簡単なことではありません。今よりはるかに貧しかったいわゆる「団塊の世代」の出生率は4.1で、現代においても中国では一人っ子政策をやめ、国民一人当たりのGDPが飛躍的に増えたにもかかわらず深刻な少子化で苦しんでいます。今の少子化対策は、お金だけではない何か欠落しているようにも映ります。これまでの「子育て支援」の延長線ではない、全ての子育て世代の希望が叶う「少子化対策」を進めて参ります。

■=東京都の新規事業

# 太陽光パネル設置義務化について —「義務」ではなく「支援」にとどめよ—

知事は、新築住宅に対する太陽光パネル設置「義務化」を突如として打ち出し、2025年4月から新条例が施行されることとなりました。制度の概要は以下の通りです。(図1参照)義務化の対象は、あくまで都民ではなく、大手住宅メーカーに対するものですが、多くの都民の方々より「自宅の屋根に太陽光パネルの設置を強制されるのではないか」「違反した場合は何か罰則を科されることはないのか」等の不安の声が寄せられています。今回都が決めた「義務化」方針は、私有財産制度の否定、財産権の侵害とも捉えられかねません。そこで、本会議での一般質問を通じ、あくまで「義務」ではなく「支援」にとどめるべきこと、そして都民に対する制度の周知徹底、もし都民の十分な理解が得られないならば「義務化」という文言の撤回を知事に求めましたが、残念ながら知事からは答弁はありませんでした。



図1

太陽光パネル設置義務化	
開始	2025年4月～
対象	大手住宅メーカー (都内で住宅供給する延床面積合計年間2万㎡以上)
都への報告義務 ※延床面積2000㎡未満の新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発電設備を設置できる住宅供給数</li> <li>●地域ごとの日当たりの条件に応じた係数</li> <li>●発電容量の目安の達成状況</li> </ul>

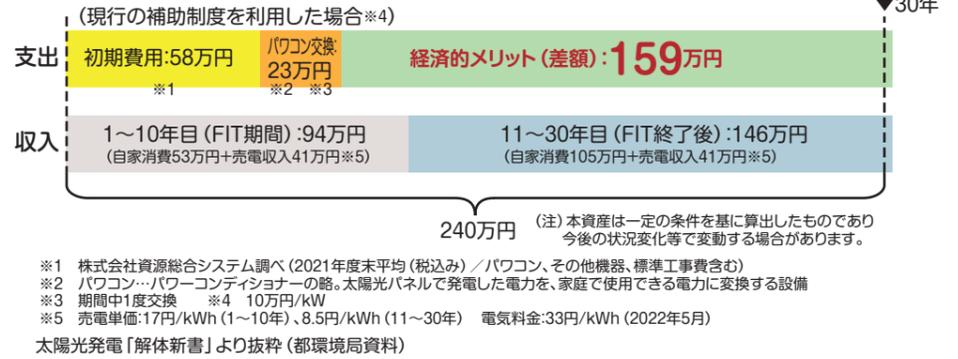
## ①脱炭素という錦の御旗を掲げるものの…

東京都は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減(2000年比)する「カーボンハーフ」を掲げていますが、「義務化」による削減効果はわずか0.4%に過ぎません。(6年間で10万トン/2030年度までの削減目標2,639万トン)

## ②経済的メリットは、一般利用者の負担・犠牲の上に成り立つもの

図2をご覧ください。都は売電収入等により30年で最大159万円の経済的メリットが得られると試算していますが、果たしてその説明を額面通り受け取って良いのでしょうか。売電収入は、電力料金に上乗せされ、広く一般の利用者から徴収される「再エネ賦課金」が原資となっています。いわば自ら発電した電力を自身で払った電力料金の上乗せ分で購入しているにすぎず、持ち家ではない方、新築の予定がない方、経済的事情等からパネルをつけられない方々等広く一般の都民・国民の負担・犠牲の上に成り立っているとも言えます。また今後、売電量が増えてゆくとすれば、当然電力料金の高騰を招くことになり、FIT(固定買取価格制度)そのものを維持することもやがては難しくなるのかも知れません。

図2



## ③新疆ウイグル地区における人権弾圧、強制労働に加担することはあってはならない

太陽光パネルの中国製シェアは8割にも達するとともに、新疆ウイグル地区での人権弾圧、強制労働との関係も指摘されます。パネルの部品として使われる多結晶シリコン部材の半分近くは、新疆ウイグル地区における強制労働で生産されている可能性があることから、米国ではウイグル強制労働防止法に基づく輸入禁止措置が取られています。都が国内メーカーに対するヒアリングを行った結果、新疆ウイグル地区の「製品」を取り扱っている事実がないとの回答を得たとしていますが、「部品」まで含めた検討のないまま、都内で太陽光パネルの設置が増えてゆくとすれば、結果として都が人権弾圧に加担することになりかねません。

## 都市整備委員会として 東京のまちづくりに挑む

藤井とものりは、東京都議会都市整備委員長に就任致しました。都市整備委員会は都市整備局、住宅政策本部を所管致します。都市整備局では、都市計画、防災、交通ネットワーク、都市農業など、住宅政策本部では、都営住宅、公社住宅などについて審議を行います。特に、練馬区にかかわることでは、木造密集地域の解消、大江戸線の延伸、駅のバリアフリー化、生産緑地の保全などの地域課題の解決に取り組んで参ります。委員長としては、公平公正かつ円滑な委員会運営に努め、十分な審議を経た後は委員会としての意見集約を行う等与えられた重責を果たして参ります。今後とも都市整備委員会として都政課題の解決に取り組んで参ります。



東京都議会議員(練馬区選出・立憲民主党)

# 藤井とものり

都政へのご意見ご要望をお寄せください!!

事務所連絡先 〒176-0013 練馬区豊玉中4-12-1-102  
TEL 03-6821-1329 FAX 03-6683-7481 E-MAIL fujitomo@deluxe.ocn.ne.jp

だれひとり  
取り残さない  
東京へ

